

(第一類 第四号)

第二回國會 司 法 委 員 会 議 録 第 四 十 号

昭和二十三年六月二十四日(木曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 井伊 誠一君

理事 飯沼 良作君 理事 石川金次郎君

岡井藤志郎君 松本 弘君

山口 好一君 石井 繁九君

猪俣 浩三君 藤原 千代君

打出 信行君 中村 俊夫君

吉田 安君 大島 多藏君

出席政府委員

検 務 長 官 木内 曾益君

法務總事務官 岡咲 惣一君

法務總事務官 野木 新一君

委員外の出席者

専門調査員 村 敦三君

専門調査員 小 貞一君

六月二十三日

少年院法案(内閣提出)(第一七八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

刑事訴訟法を改正する法律案(内閣提出)(第六九号)

裁判所職員の定員に関する法律案(内閣提出)(第一五三号)

○井伊委員長 會議を開きます。

刑事訴訟法を改正する法律案を議題といたします。

○飯沼委員長 昨日中途でやめたのですが、引續いて聴きたいのは、昨日の御説明で身柄を拘束せられた者に対して救済の手続を認めたことが、本法のい

わゆる基本的人権を保障するゆえんであるというお答えでありましたが、私

らは根本的に違つた考えをもつておる

のであります。人身保護の根本は、不

要なる拘束をしないということが大原

則でなければならぬ。しかるに拘束

はするが救済はしてやるのだから基本

的人権を保護したという御説明には、

何としても承服することはできないの

であります。この点はいかがにお考

えになつておられるか、まずそれから

聴いてかかります。

○野木政府委員 その点につきまして

は、本案におきましては、罪を犯した

ことを疑うに足る相当な理由がある

とき、こういう條件を積極的に設けて

おりますので、全然罪を犯したことを

疑うに足る理由のないような場合に

は勾留される。そういうことがありま

せんので、その意味で現行法よりもは

るかに実質的な担保は強くなつておる

ものと信ずるものであります。

○飯沼委員長 はなはだわが意に充たぬ

御答弁であります。現行刑法では八

十七條において、被告人定リタル住居

を有セザルトキ「被告人罪証を覆滅ス

ル虞アルトキ」被告人逃亡シタルトキ

又ハ逃亡スル虞アルトキ「この條件が

あつて初めて勾引し、この條件があつ

たときに初めて被告人を勾留すること

ができる」ということは九十條において

決定してありまして、いかに犯罪を犯

したる嫌疑があつたからと言つて、こ

の條件がなかつたら勾留することはで

きないという建前になつておるのであ

ります。しかるに改正法案はこれをす

いぶん狭いものにいたしました。現在

のこの規定よりも狭くしておる。しか

るにかかわらずこの九十條によつて、

前よりも人身保護を盡しておると言わ

れることは、これは何としても私は了

解がいきませんが、それでも特別な理

由があるのではありませんか。

○野木政府委員 なるほど現行法第八

十七條には一号ないし三号に掲げる理

由のある場合のみ勾引し、従つてまた

これを勾留することができるといふよ

うになつておるのであります。本案

ではその点は明記してない次第であ

りますが、実際の運用を考えますと、ほ

とんど大差ないことにならうと思ひま

す。それよりもむしろあとの方の担保

をしつかりしておいた方が、實際問題

としては被告人の人権の保障を厚くす

るゆえんになるものと考えておる次第

であります。

○飯沼委員長 どうも私は納得がいきま

せん。それよりも私は根本的に承りた

いことは、この六十條は犯罪の嫌疑が

あればなせ勾留しなければならぬの

か。ここに私たちの最大の疑問があるの

であります。犯罪の嫌疑があるとい

うだけで勾留しなければならぬとい

う理由が根本になるのですか。これは

立案の際にどうお考えになつておりま

すか。

○野木政府委員 英米法と申ししまし

うか、あちらの方の考え方では、私ど

もが一応取調べ、あるいは聞いたとこ

ろから考えてみますと、被告人とい

うものはとにかく一旦身柄を拘束され

てしまつて、それから保釈という形にな

つていくというように、むしろ大陸法

系的の立て方と逆のようになつておる

ようであります。本案の方はむしろ

そちらのような考え方から従つた部分

が多いのでございます。

○飯沼委員長 そうすれば罪を犯した嫌

疑がある以上は、ふんづかまえるのが

ほんとうだということになると思ひ

ますが、なぜふんづかまえずにちや

いのか、拘束しておかなければいか

ぬのかという、その根本の理由がな

くちやいかぬと思ひ。

○野木政府委員 技術的に申します

と、起訴をするに一応身柄が裁判所の

管理下にはいり、裁判所がその身柄に

ひもをつけておく。しかし実際に身体

の拘束をしておく必要がなければ、保

釈して外へ放してしまふ。しかし保釈

といふことでひもをつけておくとい

ふに考えます。

○飯沼委員長 はなはだくだいようです

が、それでは取調べるために必要だか

ら、裁判をするために必要だからとい

うのではありませんね。犯罪を犯した

嫌疑がある以上は縛らるべきものだ

と云ふことですか。そうだとすればわ

れれば、その理由が根本になるのです

か。この今まで考えておつたことは根

本的に違つておる。これはあとの拘束開

示の理由その他からも、どうもそう

いふに考えられる点があるものであ

りまして、私は本法において論議の焦

点となるのはこの点じやないかと思

ひますが、これは今言ふ通りに犯

罪の嫌疑があつた以上は縛られるもの

だといふ思想から出てきておると解

してよろしいでしょうか。

○野木政府委員 その点につきまして

は、この案はまた必ずしも純粹にアメ

リカ式に徹底したといふところまでは

至つていないのではないかと思ひま

す。罪を犯したことを疑うに足る相

当な理由があるとき、こういうものを

一応勾留原因にした。そうして他方保

釈といふものを現行法よりも廣く活用

していこう、という点において、非常

にアメリカ法的思想を取り入れておる

わけでありまして、しかしなお運用により

ましては、身柄拘束のまま起訴する

といふことも考えておるのでありま

し、その点在法法の考え方でも残つて

おるわけでありまして。

○飯沼委員長 私の根本的に聴かん

ところにはまだいきませんが、これは

どうせ法務総裁が長官が見えたら聴

かなければならぬ重大問題であります。

私の聴くのは、六十條の精神は罪を犯

したことを疑うに足る事由があれば、

縛らなくてはいかぬものだ、という

思想から出ておると思ひます。犯罪の

嫌疑があつた、しかも身柄を拘束し

ておかなければ取調べに困るとい

ふ理由がなかつたら人の身柄を拘束

しないといふ思想から出ておるのか

といふ点なのです。六十條を讀めば、

犯罪の嫌疑さえあれば縛つてよろし

いと聞えるのであります。これは根本

的に身柄拘束に対する思想の相違が

出てきております。いんや基本的人

権の保護をもつて本法の目的とする

改正案において、さうなことをある

といふならば、われわれはこれは重大

な問題が起るものと思ひます。こう考

へるから申し上げるのであります。あ

な

第一類第四号 司法委員会議録 第四十号 昭和二十三年六月二十四日

(659)

たの方でそれ以上の答弁ができないならば、後で聞いてもよろしゅうございす。

○野木政府委員 ただいまの点につきましては、検務長官の総括的説明のうち、第八章被告人の召喚、勾引及び勾留の項の第一項で、ただいま私が申上げた点をとりまとめて説明してある次第であります。いま一度これを繰り返しますと、御指摘のように本案におきましては、勾留につきましては現行法の考えをまつたく変えまして、英米法的考えを導入しまして、勾留の理由としては、被告人が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由あることを条件としたしまして、全然嫌疑のない者は拘束を受けることがないようになり、裁判官に対して、疑うに足る相当の理由があるかどうかという審査の義務を負わせ、逆に住居不定とか何とか、そういう理由は必ずしも勾留するに当つては必要としない、そういう建前であります。

○鐵治委員 それではあとで法務総裁なり検務長官に、われ／＼の考えていること並びに本改正案の趣旨についてお聴きすることにいたします。

次いで私のお聴きたいのは、逮捕と勾留との関係であります。この逮捕についても、犯罪の嫌疑がありさえすれば、いつでも逮捕できるという建前のようではありますが、やはりそうでありますか。

○野木政府委員 第九十九九條の規定によりまして、被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるときには、裁判官のあらかじめ発する逮捕状によつてこれを逮捕することができ、そういうことになつております。

す。

○鐵治委員 二百四條だと思ひます。逮捕をしたら四十八時間以内に被疑者の勾留を請求しなければならぬとありますが、これはやはり勾留の要否を考へることなく、逮捕の原因があれば当然勾留ができる、がように解釈するはかたはないのでありますか。

○野木政府委員 第九十九九條の規定によりまして、裁判官が検察官等の請求によつて逮捕状を出す場合には、被疑者がはたして罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるかどうかというところを取調べまして、相当の理由があることを認め、初めて裁判官は逮捕状を出すわけであります。それからその逮捕状に基いて検察官は被疑者を逮捕し、あるいは警察官が逮捕したときには、二百三條の規定によりまして四十八時間以内に検察官に送致の手続をする。検察官がこれを受取つた場合には、二百五條の規定によりまして、二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならぬ。被疑者の勾留の請求を受けた裁判官は、総則の規定にもとづいて、被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるときにはこれを勾留することとができる。これは起訴前の被疑者の勾留についてもこれが適用になつておりますので、やはり勾留状を発するた

めには、再び被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由がある、かどうかをさらにそこで審査をして、相当な理由がある場合に限り勾留状を発する。しつうして勾留状を発するにつつきましては、被疑者の意見弁解を聴いてからこれを発する、そういう建前になつてゐる次第であります。

○鐵治委員 そこで私の聴くのは、再び勾留のときに理由を調べると言われ

るその理由の内容であります。これはやはり犯罪の嫌疑ありや否やというだけなのであります。勾留の要ありということもですか。その点が私の聴く要点なのであります。

○野木政府委員 ただいまの点につきましては、捜査段階における勾留と、公訴を提起と同時に勾留と区別して考へたいと思ひます。検察官が警察から逮捕された被疑者を受取つて、二十四時間以内に取調べをして、一応勾留の請求をするときに、なお起訴するか起訴しないかを決定するだけの調べができていない場合には、起訴しないでただ勾留の請求だけをいたすことになるわけでありす。しつうしてその勾留の請求は、どつちかと言へば捜査のための勾留でありまして、この場合におきましては、総則の勾留の規定も適用になるわけでありすけれども、ただ保釈に関する規定は適用になつておりません。従ひまして裁判官は犯罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があることを認めるときには勾留状を発し、勾留状を発した後は、もし勾留の必要がなかつたという場合には、検察官の方で、起訴前でありすならばこれを釈放することとができるという建前でありす。起訴後でありましたならば、もし裁判官の方で犯罪を犯した相当の理由があつても、現実に拘禁しておく必要がないと思ふ場合は、勾留をすることとに、ただちに職務保釈手続きによつて保釈する。そういう運用になつておることを申したいと思ひます。

○鐵治委員 手続の方はしつうことと思ひますが、私の言うのは逮捕状をもらうときには、罪を犯したと認めるべき相当の理由のあるときに逮捕状が出される。そこで逮捕状が出て検事が取調をする、二百四條によつて四十八時間以内に勾留の請求をする、しつうなつております。そこで先ほど言つたように六十條の規定から見れば、犯罪を犯したということを疑うに足る相当の理由があれば勾留できる。しつうのだから、この場合には勾留の要否というものを眼中におかないで、犯罪の嫌疑ありや否やということだけをもう一遍調べるのか。それとも進んで勾留の要否を調べるのか。しつういうことを私は聴きたいのです。

○野木政府委員 その点につきましては、やはり捜査と起訴後の場合を一応区別して考へてみたいと思ひます。捜査の場合においては捜査の必要上、勾留状の請求がなされるわけでありすので、犯罪嫌疑があるならば、捜査のため身柄を拘束することが必要であるかどうかという判断は、裁判官がそこまですべきではないものと存じます。公訴提起と同時に勾留につきましては、そこで身柄が裁判所の管理に移るといふ関係になりますので、もし裁判官があらゆる事情から見て、現実に身体拘束をする必要もないし、また保釈というひもで被告人を裁判所に強く繋いでおく。そこまでの必要もないということを確信したならば、勾留状を出さなくてもよい場合があり得ると思ふのであります。

○鐵治委員 そうしますと二百四條の場合も、裁判官は、犯罪の嫌疑がありや否やだけを調べるということになります。これは裁判官が違へば別であります。逮捕状を出した裁判官であれば、もう調べぬでもいいということになるのでしょうか。犯罪の嫌疑があるときに、疑うに足る相当な理由があれば逮捕状を出す。逮捕状を出した通りだから勾留します。しつう言へば、しつういふことになりすか。

○野木政府委員 逮捕状を出すにつきましては、被疑者に全然當つておらずに、捜査官側の証拠によつて出すわけでありまして、勾留状を出すについては、さらに被疑者自体の弁解を聴いたりして出すのでありますので、理論的に申しますとその弁解を聴くことによつて、犯罪の嫌疑が全然なくなるといふことも考へ得るものと思ふのであります。

○鐵治委員 この点はいへんよくわかりました。その次にそこに書いてあります「公訴を提起したときは、勾留の請求をする」ことを要しない。これは先ほどから公訴の提起の場合と、しつういふ御説明ですが、これはどういふのですか。勾留の請求をすることを要しないのだから、しつうくても公訴を提起した以上は、当然に勾留という意味ですか。それともどういふ意味ですか。ここまでは私にはわかりませんが、○野木政府委員 その点につきましては條文が少し離れておりましたので、多少御理解しにくかつたと存じます。が、第二百八十條第二項におきまして「第二百九十九條若しくは第二百十條の規定により逮捕され、又は現行犯人として逮捕された被疑者でまだ勾留されてゐないものについて第二百四條又は第二百五條の時間が制限内に公訴の提起があつた場合には、裁判官は、速やかに、被告事件を告げ、これに関する陳述を聴き、勾留状を発しないとき

は、直ちにその釈放を命じなければならぬ。この規定でありまして、裁判官は速やかに被告事件の要旨を告げて意見弁解を聴き、そのまゝも現実に身柄を拘束しておく必要も、保釈というひもによつて身柄を繋いでおく必要もないという場合には、その釈放を命じなければならぬ。この規定を置いておる次第でございます。

○鑑査委員 わかりました。そうするとこの場合もいづれも勾留の要旨というところは、ひとえに犯罪の嫌疑濃厚なりや否やといふことだけで、ここにも書いてありますが、いづれの場合も勾留状を発しない——まづ勾留状を発しないときと読んでよいと思いますが、その要旨はひとえに犯罪の嫌疑濃厚なりや否やといふことだ、かように解釈するはかたないのではありませんか。

○野木政府委員 勾留の条件といたしましては、第六十條に規定してありますように、「被告人が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由がある」ということでありまして、逆に申しまして被告人の罪を犯したことを疑うに足る相当な理由がある場合に、裁判所は必ずこれを勾留しなければならぬという点まで、必ずしも六十條は言つておるわけではありません。

○鑑査委員 今のお答えがさつきの点とちよつと違つてきましたが、六十條のときの説明では、罪を犯したということを疑うに足る相当の理由があれば勾留できるのだとこゝろ聴いたのです。そこで私はしつこくお聞きするのですが、今のお話ではそのほかにもなお緊いでおかなくちやいかぬという理由が必要だというようにも聞えますが、その点を私は今まですべて聴きたかつた

のです。

○野木政府委員 六十條を御覧いただきますと、被告が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるときは、これを勾留しなければならぬ、それは規定してございまして、「勾留することができ」とあつて、ここで勾留のために必要な絶対的な条件を規定しておるのであります。それ以外、以外と申しましようか、はたして公訴を提起した具体的場合に被告人を勾留するかどうかといふことは、ある意味で裁判所の裁量権に任ずる、そういう趣旨でございます。

○鑑査委員 それでは木内検務長官にお伺いいたしますが、ただいまお聴きの通り、勾留の要件について先ほど来、質疑応答しておるのであります。問題は、六十條から出てくるのであります。罪を犯したと疑うに足る相当の理由があれば勾留できる、そうして現行刑事訴訟法のように、勾留するに於いての特別の理由を要しないのだ、こういう御説明であります。そこでわれわれ考へておる身柄の拘束というものと、たいへんな大変革を及ぼす法案であるといふことで、しつこくお聴きしておるのであります。あなたから出でる説明の第八章の第一のあの客弁から見ましても、さうに読めるのであります。そこで改めて承りたいのは、犯罪の嫌疑が濃厚であれば必ず拘束ができるか、こういうことからまずお尋ねいたします。

○木内政府委員 お答えいたします。先ほど来野木政府委員からる御説明申し上げました通りであります。なるほど仰せのように現行法とは勾留原因が變つておりますけれども、ただ犯

罪を犯したことを疑うに足る相当の理由のあるときはこれを勾留することができるとなつておりまして、当然かような場合において勾留するといふのではないのであります。私どもの考えとしても、その趣旨で解釈しておるのであります。こういう理由があつたら当然勾留するといふのではなくして、勾留するか否かは裁判所の裁量権に任してあるわけでありまして。

○鑑査委員 今野木さんから最初に私が聴いたときには、そういうのではなくやるのだ、なぜそういうことをやらなければならぬのだという、公訴の提起された以上は裁判所は被告人とながりをもちつかなければならぬから、身柄を拘束する必要がある。こういうことであつた。それでだん／＼進んできた。そうだとするとわれ／＼の今までの觀念からいふと、たいへんな相違があります。ただいまの御説明ならば非常にゆとりのあることになりまして、しからばこの犯罪の嫌疑ある以外に理由といふことも考慮すべきものだ、こうなればどういふことが考慮の中にはいらいますか。

○木内政府委員 私どもはこの法案の全体の趣旨から申します、なるべく勾留といふことをせずに公判を進行していくといふことが最も望ましいことでありまして、従つて八十九條の場合におきまして、被告人を勾留いたしましても、一号から五号までの条件がなければ、当然保釈の請求があればこれを釈放しなければならぬといふことになっています。権利保釈の建前をとつて申上げました通り、つとめて不拘束のまま公判の審理を進めていくのが、

当事者訴訟主義にも適うものであるし、それがいいと考えているのであります。しかしながらそのためにかえつて公判の進行に影響を与えんとか、あるいは証拠隠滅等のおそれがあるような場合には、これを拘束しておかなければならぬといふ必要も起きてくるのであります。結局八十九條と六十條とをならみ合せて、裁判所においては被告人を勾留する場合には、こ

れらが八十九條の一号ないし五号に定められたようなことが決定される資料になると思ふのであります。

○鑑査委員 ちよつとわかりませんが、今の御説明では、八十九條といふものはこういう場合は保釈せぬでもいいという規定なのですが、今の御説明から言へば、八十九條のようなことがなかつたら勾留せんでもいいのだ、これなら大変いいのだが、そうでもなからうと思ひます。その理由をさへあれば保釈するといふことは要らない。勾留した以上は、これをもつてやるならば保釈せんでもいいのだから、保釈といふことは要らないことになる。この理由以外にさうでなくみな留めておくのだから、この理由があるならば留めておいてもいい、それでなかつたら放せといふことになる。

○木内政府委員 私の御説明の言葉が足りなかつたと思ひますが、今鑑査委員の仰せになつた話はまことにごもつともと思ふのであります。要するに一号ないし五号だけが六十條のいわゆる勾留する場合の資料だと申し上げたわけではなくして、少くともそういうようなこと、ないしこれに類したようなことが勾留するかしないかの裁判所の判断の資料になるだらうと申し上げ

たわけでありまして。

○鑑査委員 先ほどの説明の中にありました、六十條に規定してあるこの理由が、これはなくちやいけません。これを前提としてです。そこで証拠隠滅とか、あるいは今後の取調に拘束しておかなければいかぬといふことがあればとおつしやつた。私はそれが根本だろつと思ふのです。それがなくして私は人を拘束すべきものでないと思ふのであります。八十九條は留めておいてもいいことであります。こんなものはいいと思ふけれども、後に至つてこれがよくない。しかしこれがあつて留めておくのだ。こういうこととなるのであります。その証拠隠滅とか、なお拘束しておかなければいかぬといふ、この理由でなく

てはいかぬと思ふが、やはりその点は六十條においても要求せられるのであります。か、それさえ聴けばいいのです。

○木内政府委員 先ほど申し上げました通り、公判においては、とにかくこの当事者訴訟主義の建前から、不拘束のまま公判を進行していくのが、私どもの原則であると思ふわけでありまして。たとえて申しますと六十條の勾留の場合に、この八十九條の一号ないし五号に書いてあるような理由がかりにあるとして、初め四号の証拠隠滅の疑があると思つて勾留したが、その後になつてさういふおそれがないという場合も起り得ると考へるのであります。しかしながら大体の目安は、八十九條の一号ないし五号といふものに置いておるとかよように考へる。もししからざれば八十九條の一名権利保釈という建前をとつた趣旨にも合致しない。かよ

うに考へます。

○鍛冶委員 先ほどからずいぶんやつたのですが、どうも政府委員の御説明を聴くと、不拘束で調べるということ、を原則とする考えだ、これはよろしい

のですが、一旦拘束したものを八十九條その他によつて不拘束にして調べるという考えのように先ほどもういふん聽いておりますが、それでは私の考えとよほど違ふのです。一旦拘束したものを放すならば、初めから拘束せんでよいものは拘束しなければ、一番私は基本的人権の保障の根本だと思ふ。

それを聴いておるのです。そこで最初にやるときにそういう條件が要るのか、要らぬのか、これを言うのです。一方抑えてから放すということ、私の聴くのととは、根本的な違いがあるので

○本内政府委員　なお先ほどの説明で言葉が多少足らなかつた点もあると思いますから、補足して御説明申し上げます。たいと思うのであります。

一面被告を勾留しておるといふことは、公判の進行といふことも考慮に入れたものであるが、たとえて申しますると、今度は現行法のような逃亡のおそれがあるときと、そういう点は除かれましたが、しかしながら建前は先ほども申しました通りに、罪を犯したことを疑ひに足る相当な理由といふことであります。そのうちには理由といふことが勾留する一つの理由となつておりますが、勾留するかしらないの裁判所の判断のうちには、公判の進行等も考慮して、被告がもし逃亡するとかいふようなことがあつては、公判の進行上差支えが生ずる場合もあり得る。さような点もこの勾留可否を

決定する場合には資料にされる、かよ
うに考えた次第であります。

○鍛冶委員　そうすると逃亡のおそれなしという確信があれば、勾留せぬでもいいということになるのですか。

○木内政府委員　しかし積層もとにかくつて、それだけが勾留するかしんかを決定するのではなくて、やはり根本は犯罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるかないかということが、その勾留をするかしないかを決定する重大なる点である。こう考へる次第であります。

○鐵道委員　ぐる／＼まわりますか
もちろん大前提としての犯罪を犯した
嫌疑がなければ、これをやらんことは
申すまでもありません。これがあつ
て、そのほかに逃亡のおそれがあると
か、証拠隠滅のおそれがあるというも

のでなかつたり、拘留できないのじやないかと私は聞いた。先ほどからもあなたがおつしやる。そうすればこのほかに逃亡のおそれがあるとかないと

か、証拠隠滅のおそれがあるとかないとか、こういうことを前提にきめなくてはならぬのではありませんか。それともそういうことはなくともいいんだ。犯罪の嫌疑さえあればいいんだ。こう言われるか。そこなんです。

○野村政府委員、この六十條の考え方と、現行法の八十七條の内容とする九十條の考え方と、根本的に違ひます点は、六十條の場合には裁判所としては拘留するかどうかにつきましては、罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるかないかという点を調べまして、なぜそのようにしたかと申しまして、罪を犯したことを疑うに足る相当な理由がある場合には、むしろ一応身

柄を勾留しておく必要があると、推定すると申しましたら、一応推定され

るというような考え方でありまして、現行法のように定まりたる住居を有せず、罪証を隠滅する虞があると書きま

すといふ。勾留に際して裁判官側で積極的
にこういふことまでも調べ上げて勾留
するかどうかをきめなければならな
い。そういうことになりました、その
点が非常な差異があると思うのであり
ます。従いましてもし適にすでに勾留
のときから、全然身体の拘束をしてお
く必要がないということが積極的にあ

れば、あるいは被告人側も、立証なりあるいは何なりにまつて、積極的にわかつた場合には裁判所は勾留しない、そういうことになっていくと思う次第であります。

○鑑査委員　一つの所にあまり止まつ

ていてもしようがありませんから、結論だけ申しておきたいと思ひます。

先ほど長官のおつしやつたようなことが、当然考慮せらるべきものとは思

うが、しかし考慮せんで勾留の言渡しをしてやむを得ないと思う。こういうことになりましたが、結論は犯罪の嫌疑さえあればそれで差支えないとおつしやる。先ほどから長官のおつしやつたのは、長官としての希望、意見に止まつて、法律論としてはそんなことはやらぬのだ、こう聞く以外にはないと思ひますが、いかがでしょうか。

○内内政府委員　そういう場合もあり得ると考えます。そのために八十九條による権利保釈の問題が起きてくると思ふのであります。

○鐵道委員　そこで私は長官にぜひ聴いてもらいたい。先ほどから野木さんとはずいぶん議論したが、そうである

とすれば、本法の第一條には基本的人権の保障をもつて眼目とすることを規

定しておる。しかるに現行刑事訴訟法よりも、人身をたやすく拘束ができるということになつて、それで一人人權

の保障ということが言い得るものでしょうか。本法を改正せられる根本趣旨に逆行するものと私は考えざるを得ない。なるほど先ほど來の御答弁で聽きますと、その代り八十九條以下の保釈の制度、もしくは身柄拘束の理由開示の制度等があつて、十分保障しておる。こう言われるが、それは消極的の

保障である。何と言っても最初から必要のないものは留めぬということほど大きな保障はない。それを何でもかんでも犯罪の嫌疑さえあれば、あとほんなことがあろうと留めておく。その代りあとでやるからいいのだということ

とは、基本的人権の保障ということ
はたいへんな逆行である。かように私
は考えるのでありますが、長官その他
この立案に当られたる法務廳の根本方

針として、これをどうお考えになつたかを承りたい。

○木内政府委員　御心配の点はまことに二つともと私も考えます。しかしながら現行法には勾留するについて三つの條件を規定しております。つまり、改正案においてはこれを除いてあります。一、一応犯罪の嫌疑があつて、一、号ないし三号の場合は勾留できるわけであります。改正案におきましては、ただちよつと嫌疑があるというところだけではだめであります。いわゆる「疑うに足る相當な理由」というわくがかかつておるのであります。實際の裁判所の判断といたしましては、從來のような勾留のいたしかたとは非常

に變つてくると私どもは確信しておるのであります。従つてこの六十條につ

いては、現行刑訴より、人權の保障について退歩しておるとは考えない次第であります。なお、これが実施される

曉には、政府當局としても、この点について御心配のないように、十分通牒等を出してやるつもりでおる次第であります。

○鍛冶委員 議論がましくなりますけれども、現行法のもとにおいては犯罪の嫌疑のない者も、八十七條の要件さえあればひつづるということでありま

すが、とこへ行つたつて犯罪の嫌疑の濃厚な者でなければひつぱらない。○本内政府委員 そんなことは言わないう。嫌疑があつてのことであります。○鑑治委員 それは当然だと思ひます。そこで今長官は、実施にあたつて

はわれ／＼の憂えておるようなことをなくすると言われましたが、それならばいつそのこと、明文に表わしておくほどういことではないのでありますが、

何か明文に表わしていかぬ根本的な理由があるのではありませんか。

○本内政府委員 改正案は大体英米法を参照してでき止つたものでありまして、英米法には御質問のような條項がないために、本改正案においてはそれを採用しなかつたわけであります。

○鍛冶委員 われ／＼はただいまの答弁では、本法改正の根本趣旨は入れられてはおらぬというように考えます。基本的人權を保護するということを建前とする以上は、現行刑事訴訟法より簡単に身柄の拘束ができるということでは、法律の系統が変わらんとおつしやつても、さようなことではそういう系統の法律をつつてこられることが、

そこで、同じことになるのであります。が、六十一條を見ますと、「被告人の勾留は、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ、これをする事ができない」となつております。これが勾留理由の開示の規定であらうと思ふのであります。そこで憲法第三十四條には「正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で

示されなければならない。」ということが規定されておりますが、この「正当な理由」ということは、これだけではこの六十一條に現われておらぬように思うのでありますが、いかがですか。

○本内府政委員　御趣旨のことは六十條と八十二條の二つの條文にわけて書いてあるわけであります。

○鑑査委員　私の言うのは、「被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴いた後」ということです。これだけでは憲法三十四條が要求しておる「理由を直ちに告げ」とか「正当な理由がなければ」というこの理由が欠けておるように思うのでありますが、いかがですか。こういう質問なんです。これだけでよいのでしょうか。

○野本政府委員　憲法第三十四條前段の「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない、抑留又は拘禁されない。」この條文を受けたものは、抑留に相當する勾引につきましては第七十

という点につきましては第六十條で「被告人が罪を犯したことを疑うに足る相當な理由があるときは、これを勾留することができる。」その條文で受け、憲法三十四條後段のあとの方の分「要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。」この條文は本案の第八十二條ないし第八十六條の規定で受けておる次第であります。

○鑑定委員 私の聴かんとする意味が、あなたの方によく通ぜない。結局は先ほどのからの議論と同じなのですが、六十一條に「被告事件を告げ」と書いてある。それから七十六條には「公訴事実の要旨」こう書いてあります。この被告事件を告げまたは公訴事実の要旨を告げるといことが、拘禁すること

○野木政府委員　憲法第三十四條には、理由という文字がたしか三箇所出てきておりますが、この最初の「理由を直ちに告げられ」というこの理由

は、英文によりますとたしかチャージ
 ということになっておりまして、これ
 はいわゆる控訴事実、それでまさしく
 足りるものと信じておる次第でありま
 す。あとの「正当な理由がなければ、
 拘禁されず、これはたしかコーズとい

とすることに於て、控訴理由の開示を請求するという点と使いわけておる次第であります。

○鑑査委員　これはまた議論が先にもどりますが、先ほどから言つているように、犯罪の事実があつてもこれを拘束するにあらずれば捜査ができぬとか、公判がやれぬ、理由がなかつたらやれぬのだという建前であれば、これだけでは足らぬということになります。今のあなたの御説明からいふと、

なおさらそんなことはどうでもいいの
だ、犯罪の嫌疑さああればいいのだが
ら、嫌疑の事実だけを告げてやればい
いということに聞えますので、そのあ
とは議論になります、私としてはは
それだけでは足らぬ。殊に現行法から
見ますならば、たいへん退歩の規定に
なつておる、こう言わざるを得ないの

であります。これは意見の相違ですから、そのくらいにしておきます。

○井伊委員長 休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後二時三十分開議

○井伊委員長 休憩前に引続き、会議を開きます。

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

す。本案について各党の協同提案になる修正案が提出せられております。これを朗読いたします。

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

「十人」に改め」を「專任一人一級」を「專任十三人一級」に改め」を改める。第二項の次に左の一項を加える。第三條第二項中「十人」を「二十人」に改める。

第三項を第四項とし、同項のうち、「專任三百二十一人」「專任三千六百九十五人」を「專任三百六十九人」「專任三千九百三十六人」に改めるを「專任四人一級」「專任二百五十九人二級」「專任三千五百七十七人三級」を「專任

五人「級」專任六百九十七人二級「專任」四十七人三級「に改める」と改める。

第四項の次に左の一項を加える。

第五條中「專任二人二級」專任十二人三級」を「專任四人二級」專任二十人三級」に改める。

修正案の提案理由を説明願います。

○石川(金委員) ただいまの修正の理由を申し上げます。

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案として、さきに政府より提案したものは、昭和二十三年度五、六月分の暫定予算により認められた(一)判事補五十五人、(二)司佐研修所一級教官九人、(三)二級裁判所事務官四十八人、(四)三級裁判所事務

のであり、しかもこの法案は、これよりさき國會に提出され、現在審議中の檢察審査會法案の附則第三項に檢察審査會事務官に指名せらるべき裁判所事務官として二級六十二人、三級五百三

かるに檢察審査会法案の成立の見込なき目下のところ確定しないので、本法案中の第三項、裁判所事務官関係の第四條の改正の数字を檢察審査会事務官の増員をないものとして修正するの必要がある。なお昭和二十三年度本予算において裁判所職員の増員が予定されているので、これを本法案の修正の形で取り入れることにする。その増員の増減は左の通りである。(一) 判事補の増員は暫定予算と相違なし。(二) 司法研

修所一級教官十二人増員（内五人は二級より昇格）（三）調査官十人を二級より一級に昇格（四）裁判所事務官一級一人、二級四百三十八人、三級九百七十四人増員（五）裁判所技官二級二人、三級十四人増員、以上が修正案を提案いたしました理由であります、御賛成を願います。

○井伊委員長 本案について御質疑は
ありませんか。

○鍛冶委員 この判事補の増員は、ど
ういうものから判事補をとろうといふ
計画でありますか。その点お聴きい
たいと思います。

○岡咲政府委員 お答え申し上げます。
判事補は裁判所法の規定によりな
して、司補修習を完了した者からな

任命した事になつておるのであるといひまして、すでに裁判所におきまして司補修習を終り、高試を経て判事補任用し得る資格を有する者が、相当に現在その任命を待つてゐる次第でございますして、この法律案によりまして、

五十五人新しく人員が認められますならば、その可補修習を終りました者は、判事補に任命になる予定でございます。

○鐵治委員 そうするとつと平たく言えば、今年の修習を終えておる者のうちからという意味になりますね。そうすると今年は修習を終えた者がいくらかあつて、そこで五十五人とするのと、あとどれだけ残つておるでしょう。

○岡崎政府委員 現在修習を終りました判事補の数が何人おりますか、それは正確に今存じておりませんが、五十五人の増員が認められますならば、先般高試を終ました修習生は全部任用される關係になつております。それから今年中に修習をいたしております可補修習生の増員は、たしか昨年採用されました者と、今年採用されました者とを加えて、四百人に近い人数であつたかと思ひます。

○鐵治委員 そうすると判事として、その中から五十五人だけというこゝたになりますか。

○岡崎政府委員 これは速記を中止していただきますと思ひます。

○井伊委員 速記を止めて……。

○井伊委員 速記を始めて……。

○井伊委員 それでは本案を討論に付します。鐵治良作君。

○鐵治委員 ただいまの修正案に賛成し、さらに修正を除いた点については原案に賛成いたします。

○井伊委員 大島多藏君。

○大島(多)委員 本法案は目下の裁判所事務繁忙の折、緊急やむを得ないも

のと考へまして、修正点を除く政府原案並びに修正意見に賛成をいたしました。

○井伊委員 榎原千代君。

○榎原(千)委員 社会党を代表いたしました、本修正案並びに修正部分を除いた政府原案に賛成いたします。

○井伊委員 討論は終局いたしました。

これより採決いたします。まず修正案について採決いたします。提案のごとく修正するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○井伊委員 起立総員。よつて全会一致をもつて提案のごとく修正に決しました。

次に、ただいま修正に決しました部分を除いた他の部分について採決いたします。ただいま修正と決した部分を除いては、原案の通り決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○井伊委員 起立総員。よつて修正部分以外原案の通り全会一致をもつて決しましたので、ここに本案は全会一致で提案のごとく修正議決いたしました。

なお本案に対する委員会報告書の作成並びに爾後の取扱いは委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと〕呼ぶ者あり

○井伊委員 御異議ないものと認めてさういたします。

○井伊委員 次に刑事訴訟法を改正する法律案を議題といたします。鐵治良作君。

○鐵治委員 この改正案では拘留の開示手続という新制度を認められたので、この点、よほど劃期的なものと考えられるのでありますが、これと拘留に対する異議申立てというものは別個にあるのであります。同一に見ておいでになるか。その点がよくわからなかつたのであります。いかがでしょうか。

○野木政府委員 拘留に対する異議の制度は本案には取上げておりません。その代りに八十二條以下の理由開示の手続を入れた次第でございます。

○鐵治委員 そこで八十七條との關係であります。八十七條は一旦拘留をして、そのあとで拘留の理由がなくなつた、または必要がなくなつたときに拘留を取消す、こう見えるのであります。ところが、頭から拘留の理由がなかつたのだという場合は、本條によつて取消されるのであるか、それとも開示の手続のみによつて取消されるのであるか。

○野木政府委員 八十二條以下の開示の手続は、それ自体は必ずしも拘留取消とかいうことには結びつきませんので、開示の手続などをいたして、その結果拘留の理由がないということがわかつてきたような場合には、八十七條で拘留を取消す、そういうことにな

るわけでありませう。なおまた八十七條は、開示の手続とは關係なく、これだけでも働きのことになつております。

○鐵治委員 私疑問をもちますのは、八十七條を見ますと、拘留の理由または拘留の必要がなくなつたときというのです。だから拘留の理由がなくなつたとき、次は拘留の必要がなくなつたとき、こう二つに分けられる。しかし

いずれも前に理由があつたのだが、その理由がなくなつた。以前には必要があつたのだが、現在必要がなくなつた。こう読まざるを得ないと思ひのであります。そこで頭からこれは拘留したことがそもそもの間違ひだ。こういうような場合はこの規定にはいるとは認められないのであります。そうするとそこで開示だけか。こういう私の質問ですが、いかがですか。

○野木政府委員 八十七條は、なくなつたときという表現になつておりますが、この解釈を申し申し上げますが、初めからない場合は、もちろんこの規定によつて拘留を取消さなければならない、という趣意に解釈しております。

○鐵治委員 そうするとここで承りましたのは、それじや開示の手続というものは、初めから拘留の理由のないときだけであらうと思ひます。拘留の理由を聞いて、そうしてそれはどうも理由がありません。こう言うのですから、初めから拘留の理由がなかつたときだと解釈しなければなりません。そこで八十七條は、これも初めからなかつたものがはいるのだ、こういうことになりま

す。この規定の方はさうさうな簡便で、新法律として定められた開示の手続によつてこれを決定してもらつていうことは、非常に複雑をきわめておるのであります。開示の理由を聞いて、それはいかぬといふときに、まずひとつ八十二條で取消してもらひたい、こう請求したとすれば、その方は違法ではありませんか。

○野木政府委員 八十二條以下の、いわゆる拘留の理由開示の手続は、それ自体といたしましては、拘留の理由を公開の法廷で開示するというだけのこ

とでありまして、理由がなかつた場合に、取消すとか、あるいは保釈してやる、そういうような点は、第八十七條以下の規定によることになるわけでありませう。

○鐵治委員 それじや私はたいへん考え違ひをしておりませんが、そうすると開示はただ聴くだけなんですか。聴くだけに、こんな合議裁判所であるとか、いろ／＼ないろいろな手続を書いてあるのではありませんか。これはそれこそもちろん解釈で解消して、それは違ひます、こう言うた場合には、拘留すべからざるものという決定をすることが前提だろつと思ひます。が、どうですか、私の考えは間違ひですか。

○野木政府委員 この拘留開示の規定を設けました趣旨をいたしましては、憲法第三十四條のあとの部分「要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない」とこの点を受けた規定でありまして、しかしながら實際のこの動きを見ますと、御指摘のように、拘留の開示の請求をする、その結果拘留の理由がないといふことは一層はつきりする、そういう場合もあり、従つて以下の八十七條の拘留取消とか、そういうような手続に結びつくといふ点が多かるうと存する次第であります。

○鐵治委員 そうすると開示の手続を終つて、八十七條でどういう決定をする、こういうことになると心得なければなりません。そうすると開示の手続で知られた裁判官と、この取消をする裁判官とは違つた人がやることになると思ひますが、やはりそう考へるほ

かはありませんか。

○野本政府委員 八十七條は八十七條として、開示の手続とは無関係に弁護人等の請求、または裁判所の職権で本條に規定してあるような場合には勾留を取消することが出来る。そういうことになつておりました、八十七條はそれ自体としても独立に働いて得るものと、また実際の運用の面から見ますと、八十七條以下の開示の手続と相結びついて、たとへば開示の手続を請求する。それから引續いて弁護人側から勾留の取消を請求するといふように、結びついて働いて得ることも考えられる次第であります。

○鐵治委員 どうもこれは、私今まで考えておつたこととたいへん違ひなものであります。そうすると今の御説明でいくと、開示の手続で調べた裁判官が、そのまゝ八十七條でどういふうに取消もできる。こう承つたんです、それでしたね。

○野本政府委員 そういふ場合もあり得ます。

○鐵治委員 そうだとすれば、開示の手続をやつて、そうして理由がないことがわかつたら、今度は八十七條によつて改めて取消の請求をする、こういうことになるのであります。

○野本政府委員 八十七條によつて請求する場合もありますし、また理由がないといふことがわかつた場合には、裁判所としては職権で勾留を取消しなければならぬといふことになつておりますので、その方でも場合が多かろうと思ひます。

○鐵治委員 なるほどですか。するとやはり職権でやる場合も八十七條でやるのですか。

○野本政府委員 さうでございませう。

○鐵治委員 そんな必要はありません。それで先ほどの説明で憲法第三十四條の第一の理由、第二の理由、第三の理由として御説明はありました。この三十四條を讀んでみますと、第二のところが「又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求がなければ、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示さなければならない。こうなつておるから正当な理由がなければ拘禁されぬ。そこで理由を聴く、理由を聴いて正当でなかつたら拘禁されぬものだといふことの決定があるといふことをこれは當然含むものじやないかと思つたんですが、しかしさうだいたいまおつしやつたように、理由だけを明示するだけに、どうも公開の法廷といふようなことは必要はないんじゃないかと思ひますが、これは當然明示したら、第二番目に書いてある正当な理由があつたかなかつたか、なかつたら拘禁されないのであるといふこと、これを調べるという意味でなくちや無意味に終るようになり、幾段にもお考えにならなければならぬのでしようか。

○野本政府委員 憲法第三十四條の御指摘の箇所は、英文等を参照して考えてみますと、何人からでも要求があつたならば、ただちに拘禁されておる本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で、拘禁の理由を示さなければならぬといふ趣旨でありまして、これによりまして身体拘禁といふものが、拘禁する官憲と被告人との相対すだけの理由をつけられ何とかなるというこ

とでなくて、公開の場所でも堂々とやつて、批判を仰げるような理由でのみ拘禁できる、そういう点を担保しておる。ここにこの規定の重点があるものと解して、八十七條以下の規定を設けた次第であります。しかしながらもとより八十七條以下あたりの規定と制衡的に結びつきまして、御指摘のような作用を営み得るような仕組にいたしておる次第であります。

○鐵治委員 大体わかりましたが、するとたゞ最後の点は、開示をした裁判所がただちに開示の理由がなかつたといつて勾留取消の決定をそのまゝやつたといふことは、開示の手続によつて取消されたものではなくて、八十七條により特別の手続で取消されたところ解釈すべきか、それとも開示をやつてみて、なるほど理由がなかつたといふことがわかつたから、開示の手続によつて取消したといふことが、そこできまると思ふのです。議論のわけはそれだけだと思ふが、私は開示の手続で理由がなかつたといふことが明瞭になれば、取消するといふことがかえつて適當ではないか。それだけのことで

○野本政府委員 その点は八十七條が、請求と職権と両方合せて規定しており、また一応開示の手続とわかれて獨立にその條文が働けるような形で規定してあるわけでありまして、しかしながら御指摘のような場合には、職権で勾留を取消するといふことにならうかと思ひます。開示の手続と結びつけて考えても、考え方としては必ずしも不當ではないと思ふ次第であります。

○岡井委員 私は檢察長官に一点だけお伺いしたいと思ひます。

新法は被告人に黙秘権を与えたり、弁護人との自由なる接見を許したりしております。そこでこれは好意にだけたる者とか、大事件の被告人であるとかいふものがあります。免れるようになりまして、つまり弱者の犯罪はおおむね証人が目に見えて転がつておる、証拠隠滅といふような器用なこともよくいたしません。弱者の犯罪、愚直なる者の犯罪、可憐なる者の犯罪、かようなもののみ検査されるということになることを私は非常に恐れるものでございませう。それで新法ははたしてさうな憂へべき傾向に向つて進んでおるのがあるかないかという点についてお伺いしたいと思ひます。

○野本政府委員 お答えいたします。

ただいまの御質問のように犯罪が次第に激増いたしており、しかも相当大物なども免れておるといふような状態ではないかという点につきまして、私もその感を深くするのであります。理想をいまして、いさしくも犯罪あれば全部これを検査するといふことが一番いいことでありますけれども、現下の司法警察並びに檢察官の手薄の状態と、しかもその犯罪の激増との關係を見ますと、どうしても理想通り全部これを検査し、そうして処罰すべき者はすべて処罰するといふことには、まことに私ども遺憾に思つております。しかしながら、一方かりに百の犯罪者を逃したといふにしても、一人の犯罪者を刑務所に繋ぐというふうなことになるならば、その結果はかえつて恐るべき社会不安を起す原因になると考えます。それでこの改正案も憲法の趣旨に従ひまし

て、一人の犯罪者を刑務所に繋ぐといふことのないようにしようといふことが、根本理念になつております。従つて先ほど御質問のように、被告人に黙秘権を認めておつたために、一層犯罪者を逃してしまふといふようなことにならぬのではないかと御心配につきましては、私も同感であります。しかしながら憲法第三十八條には「何人も、自己に不利なる供述を強要されない」といふことを明記しており、それに關連いたしまして、この刑罰法第三百十一條の規定ができておるわけでありませう。しかしこの改正案の建前が、公判において當事者訴訟主義の建前をとつておるのでありますから、被告人がかりに黙秘したしておりましたも、原告官である檢察官があらゆる証拠を蒐集いたしまして、これを法廷に提出いたしまして、それを法廷に提出する者をつとめて逃さないように努力するのは當然でありまして、それは檢察官に課せられた責務と考へるのであります。なお小さいものばかりを挙げて、大きいものを逃しておるのではないかという御質問の点につきましては、あるいは結果においてさうなふうにお考えになられるのも御無理のないことと思ふのであります。しかしながら檢察官といたしましては、決して大きいものをわざ／＼知らぬ顔をして、小さいものばかりを検査いたしておるというのではないのであります。しかししていわゆる複雑な事件、あるいはその他知能犯罪事件といふようなものは、やはり關係人が極力その犯罪の現われないうちに、いろいろの方法を事前に講じておるのであります。檢察官もやはり人である、しかもさきほど申し

上げました通りに、その数も十分でない。しかも一方幾多の事件が激増、続出してゐるという状態では、さうなことはまことに遺憾ではありますけれども、時において、結果においてさうなふうな考えられるようなことにならうという事は、私もこれは、はなはだ遺憾と思つてゐるのであります。しかし御趣旨の点につきましては、私もどうもつとめて御趣旨に副うやうに一段の努力をする考えであります。

○岡井委員 やはり私は黙秘権、あるいは弁護人と自由な交通を許すというやうなことは、これは、悪い者のみ巧みにこれを利用することが出来る。ばかな者はこれがあるがために、かえつて禍いをこうむるというやうなことに相なるのではないかと、このことを、非常に恐れるのでございます。議論をしておりましたし、この法律は、至急にどうして通過させなければならぬという理由がございまして、その要請だけ簡単に結構でございまして、伺いたないのであります。

○本内政府委員 お答えいたします。新憲法は基本的人権の保障ということを強く要請いたしておるのであります。し、この法律は、基本的人権を尊重するということを、実際にいかにどういふふうな実現していくかというところになりまして、いろいろの方法があるものであります。中でも刑事手続が最も重要なものであらうと考へて、この法律は、これに憲法の趣旨を体した刑事訴訟法というものが実施されなければ、結局この憲法の要

請してゐる基本的人権の保障というところを実現することは困難であります。従つて刑事訴訟法は、憲法に次いで最も重要な法典であると考えてゐるのであります。し、この法律は、先ほども申し上げました通りに、今回の改正案は、この憲法の趣旨を受けまして、つとめて基本的人権を最も擁護するように、各規定を設けたのであります。が、結局これを一日も早く実施するということ、一面私も憲法の要請してゐるところであらうと、かように考へてゐるのであります。そこでこの委員会の席上でも、私からこの刑事の改正案を御審議願うに至つた経過について、この法案がでますにつきましては、その筋とも十分なる折衝を遂げ、さうして従来日本に行われてゐる現行法のやうな、いわゆる大陸系訴訟手続では、十分基本的人権の保障を完了することができないというので、英米法系を採用した次第であります。し、しながら一から十まで全部英米法系を取入れたものではないのであります。て、わが國にはわが國のまた國情もあり、また、この大憲法系といふ点を加味いたしまして、この改正案がで

き上つた次第であります。しかも先ほど申し上げた通り、どうしても急いで実施しなければならぬという理由、この法律が実施されなければ、憲法の要請する基本的人権の保障を完了することができない、かように考へたからであります。

○岡井委員 私はこの法律によりまして、日本の善良なる大多数の國民の基本的人権が脅かされたり、幸福が奪われたり、正義心の満足がでなかつた

りするやうな点を憂うものでございするが、どうも條文を眺めてみても、さうな点に対する御配慮は、はなはだ薄いように思われるのでございします。この法律の實施後、結果が非常に思わしくなきときは、また旧に返られるとか、新しい工夫をされるとかいふやうなことも考へになつておられるのでございしやうか。この点もごく簡単によろしうございしますから、ひとつ伺いたいと思ひます。

○本内政府委員 もちろん改正案の趣旨は悪いことをしてゐる者の人権だけを尊重しよう、かように言うのではありませぬので、こゝでやはり第一條に掲げておきました通り、この公共の福祉というわけの中において、基本的人権の保障をしようとするものであります。し、この法律は、現行法に現れた者のみの手続が、結局刑事手続になるわけでありまして、一面悪いことをした者のみに関係する法律手続のやうに見えますけれども、さうなことでなく、先ほども申し上げた通りに、罪なき者が法廷に立つというやうなことをしないやうにしよというために、ここに至れり盡せりの規定を設けた次第であります。

それからこの實施後、實施に不便とか、あるいは不都合な点が起きた場合には、あるいは改正といふことも考慮しておるかという御質問に對しましては、今のところさう考へておりません。しかしながら實際これをやつていつて、さうして憲法の要請する線に沿わぬといふ点かもし起つてくるといたしますならば、もちろん改正しなければならぬ、かように考へております。

○岡原千委員 ちよつと二、三點お伺ひいたしたいと思ひます。被告人の召喚引及勾留の章、第八章の第五十八條第二号にさういふことがございします。被告人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は応じない虞があるとき、といふことが書かれておりますけれども、「応じない虞があるとき」といふのは、さういふ点から判断されるのでございしますか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○野本政府委員 たとえばほかの関係人の口から、あの被告人は逃げよう、準備してゐるといふやうな情報がいふつたとか、さういふやうな場合などがまさにこれに當ることになると存じます。

○岡原千委員 さういふやうなことは割合に根拠が薄弱じゃないかと思ひますけれども、人権尊重を建前といいたします今度の新刑法から見ましたら、応じないときだけでよろしいのではないかと考へられますけれども、いかがでございしやうか。召喚といふやうな場合には、ただ「召喚に応じないとき」だけで、あとの「応じない虞のあり」といふやうな言葉は必要ない、じやないかと思ひますけれども、どうお考へになりますか。

○岡原千委員 次に第六十條、これは先ほどから御委員と政府委員の間に幾度か繰返された点でございしますけれども、また私はあらためてお伺ひしたいと思ひます。裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、これを勾留するものと考へる」といふのでありますけれども、これを勾留することができるといふのは、むしろ基本的人権保障の意味から申しますと例外であつて、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときであつても、第八十九條の一号ないし五号までの証拠を隠滅するおそれがあるとか、あるいは住居がわからぬといふやうな場合を除くのは、これは、原則として勾留しないといふことに解釈してよろしいでございしやうか。

○本内政府委員 お答えいたします。仰せのごとくこの訴訟法は、刑事訴訟主義をとつてゐるのであります。法廷において被告人が自由な立場から、十分自分の犯罪事實につきまして防衛させるということが根本的な建前になつてゐるわけでございします。従つて身柄を拘束せずに公判を進行するといふことが原則と考へられております。し、かしどうしても勾留をしておく必要が起る場合がありますので、第六十條のやうな規定を設けたのであります。そして六十條の規定の犯罪を犯したと疑うに足る相当な理由がかりにあつたといひましたけれども、これは裁判所がそれを勾留するか否かは、裁判所の裁量にあるわけであります。こゝういふ理由があつたからといつて必ずしも勾留をしなければならぬ、かような建前ではないのでございします。それから勾留

は先ほどから御委員と政府委員の間に幾度か繰返された点でございしますけれども、また私はあらためてお伺ひしたいと思ひます。裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、これを勾留するものと考へる」といふのでありますけれども、これを勾留することができるといふのは、むしろ基本的人権保障の意味から申しますと例外であつて、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときであつても、第八十九條の一号ないし五号までの証拠を隠滅するおそれがあるとか、あるいは住居がわからぬといふやうな場合を除くのは、これは、原則として勾留しないといふことに解釈してよろしいでございしやうか。

するにつきましても、たゞ／＼犯罪の疑いがあつたから勾留できるというのではないのでありまして、そこに相当な理由というわけを附けて、できるだけ勾留というよりな形をとりないうちにしたいという方針でこれができているわけでございます。

○御原(千)委員 だいたいの回答を、どうしても身柄を拘束しておいて取調べなければならぬような場合があるというお話であります。たとえぼどいうふうな場合でありましようか。例をあげていただきたいと思ひます。

○木内政府委員 たとえば八十九條に列記してあります一号から五号の場合のごときものは、その中にはいると存じます。

○御原(千)委員 ではこの一号から五号以外の場合というものはあり得るのではありませんようか。

○木内政府委員 あり得ると考えます。それは一面公判に被告人が出廷するといふことも予想しておるのであります。その場合に逃走してしまふといふようなことを予想されるような場合なども、場合によつては裁判所がこの犯罪を犯したと疑うに足る相当の理由があつて、しかもさうな場合が予想される場合は勾留しておくといいうなことに相なるのではなからうかと考える次第であります。

○御原(千)委員 たとえぼどいう場合は非常に限られておるのではないかと思ひますけれども、逃亡するおそれがあるとか、さういふようなことを具體的にここに示していただきたらなら、人権の尊重という建前から非常にしあつたと思ひます。

○木内政府委員 まことにごつとも

な御質問であると思ひますが、しかしながらさういふふうな／＼具體的に列挙するといふことは非常に困難な次第であります。なお裁判所に勾留するのであります。少くとも事件の起訴を受けたからといつて、すぐこの訴訟の建前では訴訟記録もいづつておらないわけでありまして、被告人がどういふ被告人であるかといふことも、少くとも第一回の公判までいかなければわからないわけでありまして、そこをこたえていふと、かりに條件といひまして被告人が逃亡するおそれがあるといふようなことを明記いたしておきますと、はたしてその点も十分裁判所に認定するといふことは困難であります。そのために八十九條によりまして權利保障の規定を設けまして、その辺のところの食違ひのないように動かしていこうといふので、御質問のようない細かい規定は設けなかつた次第でございます。

○御原(千)委員 だいたいの回答で了承いたしましたけれども、ただこれが濫用されますと、非常に困ることになると思ひましたのでお伺ひいたします。

次に七十三條の三項でございます。「勾引状又は勾留状を所持しない場合において、急遽を要するときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発せられてゐる旨を告げて、その執行をするこ

とができる。」という規定でありますけれども、これがもし誤つて用いられますと、眞偽がわからないで國民がたいへん迷惑するやうな場合があるのではないかとお伺ひいたしますのでござ

います。たとえば未亡人などで生活に

非常に困つてゐる方が、食糧管理法に触れたやうな行爲をしておるやうな場合に、にせ警察官のやうなものが現われまして、こゝういふことをされますと、誘拐といふやうなとんだ變き目に遇うのではないかと思ひますから、こゝういふ場合にどうして眞偽を國民は判断すべきかといふことを伺ひたいと思ひます。

○野木政府委員 御心配のことはまことにものつともな点があると思ひますが、にせ警察官等の場合につきましても、必ず警察手帳とかその他一つは確保してあります。なお七十三條の三項の規定は英米法系の國にある立法例になつた次第でありまして、こゝういふ規定がございせん、勾留の場合には實際として少かるかと存じますが、これが逮捕状に準用されておりますので、その辺を考へますと、被告人が逃げておるやうな場合には、リニクサック一ぱい令状を発しなければならぬといふやうなことになるので、それらの問題を考へまして、令状はすでに出でゐる、しかしさうむやみにたくさん出すわけにはいかない、逃走中の被告人に警察官が指名手配などによつたつた場合には、この規定によりまして、その者に公訴事実の要旨、それを告げて、つかまえて警察署に連れていくと、警察署には令状がある、そこで令状を示す、さういふことになるわけでありまして、そこで今言つたやうな濫用されるやうなことが起れば、これまた別個の損害賠償とか、あるいは不法監禁、さういふ規定で担保される次第でありまして、法律体系を全体として考へますと、國民に対する保障が非

常に薄くなるということにも必ずしも考へられないと思つておる次第であります。

○御原(千)委員 これは警察官などによつて行われた場合には、あとで損害賠償といふやうなこともしていただけたすけれども、にせ警察官などの場合には、迷惑をこうむるのは國民だけであらうと思ひますから、その場合にはよく／＼眞偽のほどがわかるやうに、必ず警察官なら警察手帳といふやうなものを出すといふことにしていただきたいと思ひます。

次にお伺ひしたいのは八十九條の第四号「被告人が罪証を隠蔽する虞があるとき」という規定でございますが、これは裁判官の主観的な判断によるものでございまいしょうか。お伺ひいたします。

○野木政府委員 判断は主観的と申しましようか、裁判官が判断することになるわけでありましようけれども、その判断は少くとも合理的でなければならぬ。その資料とするところのものは、それが見てもその資料に基けば大体罪証を隠蔽すると認められる場合といふやうな場合でありまして、さういふ場合においてはあつて客観的と申せるかと思ひます。

○御原(千)委員 それは保釈が許されません場合、さういふやうな罪証を隠蔽するおそれがあるといふやうなことが理由でありますときには、その根拠を示していただきたいといふことは請求できるものでございまいしょうか。

○野木政府委員 保釈の請求を却下する決定があつた場合に不服であるときには、後の第四百十九條以下の抗告の規定によりまして上級裁判所に抗告を

する。さうして争ひ途が開けておる次第であります。

○御原(千)委員 次に第九十一條の「勾留による拘禁が不当に長くなつたときは、裁判所は、第八十八條に規定する者の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消し、又は保釈を許さなければならぬ」といふ規定がございまいしょうか、これは第八十九條に示されてゐるやうな理由があるときにも保釈を許さなければならぬのでありましようか。ちよつとお伺ひしたい。

○野木政府委員 第九十一條の規定は第八十九條の規定とは別個にあるものでありまして、いやしくも勾留による拘禁が不当に長くなつたと認められる場合におきましては、八十九條各号に掲げるやうな場合でも、あるいは勾留を取消し、保釈を許さなければならぬ。さういふことになる次第であります。

○御原(千)委員 不当に長いといふことの範圍及び程度についてはどう考へてございまいしょうか。

○野木政府委員 この不当に長いといふことは、その罪の性質あるいはそのときの裁判所全体の人員の關係、その他いろいろの事情から判断いたさなければならぬので、抽象的にたとえば強盜事件ならばどのくらいがいいとかいふことはなかなか／＼断定できません。結局は最高裁判所の判例によつて、順次大体の目安がきまつていくものと思つておる次第であります。

○石井委員 これは法文の解釈上ちよつと誤解があると思ひますので質問するのであります。第五百十條、第五百十一條であります。二百五十五條、二百五

人が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることが出来る。百五十一條では「証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する」という規定があります。百五十條の方は裁判所が行う秩序罰、つまり検事の起訴をまたずになす処分であるかと思うのであります。百五十一條は検事の起訴をまたずになすところの罰金または拘留の処分であると思われるのであります。金のために伺いたい。

○野本政府委員 ただいまの御質問は御説の通りであります。

○石井委員 そこで一遍裁判所で秩序罰として五千円以下の過料に処したあとで、検事局から起訴がある。そうするとまた百五十一條によるところの五千円以下の罰金または拘留と二重に処罰をされるような形態がでると思ひますが、この点についてはいかがでありますか。

○木内政府委員 仰せのごとく一方は刑罰であり、一方はいわゆる不出頭に於ける手続料という一種の秩序罰である過料でありまして、全然性質が違ひますので、同じ一つの事実について両方科することもできるといふ建前でありまして、しかしながら実際の運用といたしましては、さうなことは起り得ないだらうと考へておるわけでありまして。

○石井委員 二百七條の規定であります。が、検察官の勾留に對しましては、勾留理由の開示その他いろいろと勾留に伴ふところの被疑者の防禦手段というやうなものが規定されておらないよ

うに思われるのであります。この二百七條の「前三條の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する」とこの規定の趣旨は、被疑者に対する勾留理由の開示を求める、あるいはまた被疑者に対する勾留に関するいろいろの防禦的処置を講ずる趣旨を含んでゐる、かように解してよろしうございませうか。

○野本政府委員 第二百七條の書き方がきつめて技術的な書き方になつておりますので、一見不明瞭のように見えて恐縮でございますが、立案の趣旨をいたしましては、まづたゞお説の通りでございます。その文字的に申しますと、但書に「保釈については、この限りでない」という文字が加つておりますので、この反面保釈その他勾留開示、こういう勾留に関するものゝ被疑者に関する規定は、全部被疑者にとつてもいづれ適用されてくるという建前でありまして、ただ保釈については捜査中の勾留という性質上、これを適用しないという建前でございます。従いまして、勾留執行停止の規定は適用と同様な關係になつてくるものと思ひます。

○石井委員 二百二十六條と二百二十七條についてお尋ねしたのであります。が、起訴前において二百二十六條の理由があるわけでありまして、犯罪の捜査に欠くことのできな知識を有すると明らかに認められる者が、第二百二十三條第一項の規定による取調に對して、出頭又は供述を拒んだ場合、この規定があります。が、犯罪の捜査に欠くことのできな知識を有すると明らかに認められる、これはどのような

趣旨であるか承りたい。

○野本政府委員 この案におきましては、裁判所または裁判官が取調べるものにも証人尋問、証人という言葉を使つておりました。検察官とか警察官が調べる場合には証人という言葉をい用いておられないわけでありまして、二百二十六條の御指摘の「犯罪の捜査に欠くことのできな知識を有する」と明らかに認められる者」といふのは、いわば証人に相當するものでありまして、しかも捜査に欠くことのできな知識という点で相當重要な証人、しかもその証人が知識を有するといふことが明らかに認められるという場合だけが、二百二十六條の適用になつてくる次第であります。

○石井委員 そういたしますと、この犯罪の捜査に欠くことのできな知識を有するといふこの証人は、被告人側にとつても非常に重大なる証人であらうと思はれるのであります。そうしますと、公訴の提起前ならばいざ知らず、公訴の提起後において裁判官がさうな被告人にも利害のある証人を調べる場合には、被告人の防禦權といふものを行使する建前上、当然弁護人がその証人の尋問に立会うといふことが必要ではなからうかと考へるものであります。この点伺ひたい。

○野本政府委員 第二百二十八條第二項におきまして、ただいま問題となつております第二百二十六條の証人尋問の場合には、捜査に支障を生ずるおそれがないと認めるときには弁護人を立会わせることができるというところになつてゐるのであります。そして捜査に支障を生ずるおそれといふのは、公訴を提起する前と後とは非常に違ひがあ

りまして、公訴提起後第一回公判開廷前の場合におきましては、捜査に支障を生ずるおそれがある場合は非常にまれでありまして、従つて裁判官が弁護人に立会わせるという機会が非常に多いことと思ひます。それから仮に立会わなかつたといふとしても、この裁判官がたつた証人尋問調書といふものは、三百二十一條第一項第一号の規定によりまして、その証人が死んだ場合、あるいはその証人が公判期日に出て來て違つた供述をした場合のみ証拠となる。しかも、こういう場合におきましても、弁護人側は三百八條の規定によりまして、その調書の証明力というものを争うためにいろいろの機会を与へられてゐる。そういうことになつておきますので、現行法の場合と質的には非常に差つて來て、被告人側の担保は十分達してゐるのではないかと思つてゐる次第であります。

○石井委員 公訴の提起後は一応捜査段階をすぎた公判の段階に入つたものと解すべきが適當ではないかと思はれる。捜査に支障を生ずるといふことはこれは公訴提起前というふうに一応解釈すべきが適當ではなからうかと思はれるのであります。その点について念のためにもう一度お尋ねしておきたい。

○野本政府委員 第二百二十八條第二項の捜査に支障を生ずるおそれといふのは、おおむねこういうおそれがあるのは公訴提起前が多いものと思ひます。ただ、ときに追起訴などの關係になりますと、場合によつては公訴提起後においても、ときとしてこれに該当する場合が出てくる可能性はあると思ひます。

○石井委員 それは追起訴その他の理由によつて一応公訴された、その理由によつて公判が開かれるといふような場合においては、公訴提起後の証人調べといふものは、この捜査に支障を生ずるおそれがない、こういうふうには大體解釈しておいて差支えないと思ひますが、その点伺ひたいと思ひます。

○野本政府委員 ただいま申し上げました追起訴、そういう特異の場合以外におきましては、大體捜査に支障を生ずるおそれがあるといふのは、公訴提起までの場合と御理解くださつて結構に存じます。

○石井委員 これは前回野本政府委員にいろいろこまかに尋ねたのですけれども、今後におけるところの公判進行上に非常に問題があると思はれるので、木内長官に特にお尋ねしておきたい。それは第二百九十九條の問題であります。今度の訴訟法上の建前は、検事の公訴は起訴狀一本ということになつておるのであります。そういたしますと、弁護人はその後において裁判所に検事局がいろいろな記録を逐次出されるのを待つて、そして訴訟を進行しなければならぬ。こういうやうなことが起る。そうしますと裁判といふものは延引に延引を重ねるやうにならうと思ふのであります。その点を防禦するためには、どうしても検察官側において調べたところのいろいろな取書、あるいは尋問調書、あるいは鑑定、これら検察官側において整えたところの一件書類といふものを、あらかじめ見る機会がなければならぬと思はれるのであります。そしてこの二百九十九條は大體條文の上からは「あ

らはじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならぬ。かように漫然とは書かれておりませんけれども、この立法趣旨は、檢察官が調べたところの聴取書、その他一件書類は、裁判前に弁護人側の請求があるときは、一切その手のうちを見せるといふところの趣旨を表わしてあるもの、かように了解してよろしゅうございましょうか。お伺いしたいと思ひます。

○木内政府委員 お答えいたします。これは條文は起訴後の問題でありまして、要するに檢察官の捜査記録が全部公判廷において、証拠になるのではないのでありまして、とにかくまず一定の條件のもとに、証拠書類または証拠物の取調べを裁判所に請求しなければならぬのであります。その請求をするについては、あらかじめ被告人または弁護人にこれを閲覧する機会を与えなければ出せないということになつておるわけでありまして、その閲覧の方法につきましては、つとめて御便宜の方法を考慮いたしまして、檢察廳において閲覧を願うという方法方法を講じたいと思つております。起訴前の場合につきましては、この規定は適用されないわけでありまして。

○石井委員 大體本改正刑事訴訟法においても、檢察官は公益の代表者である。こういう場面を相當買いておると考えられるのであります。そういったしますと一應檢察官側において調べたところの一件記録で、証拠物として裁判所へ出すものは被告人に不利なものが多からう。しかし調べたものの中には、逆に被告人に非常に有利なものもあると思ひます。かようなものは檢察官は証拠物として裁判所に出さず、裁判に提出しない、かような考えをもつようになるかもしれないと存じますが、檢察官が公益の代表者である限りは、一應捜査段階において調べた証拠物、つまり一件記録のすべては、あらかじめ相手方（被告人）にこれを閲覧する機会を与へる。これが檢察官側が公益代表者としての現在の立場からは當然であらうと思ひますが、これらの点についてどうも承りたいと思ひます。

○木内政府委員 法律の建前から、御質問のような書類は、被告人または弁護人に閲覧させることができないわけでありまして、実際の運用においては、つとめて御趣旨のような機会を与えるようにいたしたい。かように考えております。

○石井委員 この点につきましては裁判所側においても、本規定の解釈についてはいろいろと疑義がある。むしろこれは檢察官側は本規定に基くといふと、公判になるまでは弁護人あるいは被告人に、その取調べの証拠物等を見せなくても差支えないという解釈が成り立つ、こういうふうになつておるものであります。もしさうなことになるしますと、裁判の遅延並びに檢察官が公益の代表者の立場という点も、すべて没却されるのでありますから、この点は公訴の提起後におきましては、一件の記録といふものは、被告人に有利であらうとあるいはまた不利であらうと、すべて被告人あるいは弁護人に閲覧の機会をもたしてよろう、こういうことが本法の全体的趣旨、檢察官が公益の代表者という立場から、おのずからこの規定に現れておる。かように

解釈をする。この方向においてお進みをしていただきたいと思ひのであります。念のために申し上げておく次第であります。

○木内政府委員 お説の点は私も、ごもつとも思ひのであります。が、とにかく建前が當事者訴訟主義になつておつて、公判廷に出すものはあらかじめ弁護人等に閲覧をせしめなければならぬということになつておりまして、公判廷へ出さないものは見せなければならぬという規定にはなつておりませんから、條文の建前からは、そういう解釈をするといふことは困難と思ひのであります。しかしながら先ほど申しました通り、檢察官は同時に公益の代表者でもあります立場もあり、また御質問の御趣旨もごもつとも考えますので、実際の運用におきまして、つとめて御趣旨に副うようにいたしたいと思ひております。

○石川委員 ただいまの石井委員の御質問に關連してお伺いしたい。まず第一に、二百九十三條によりまして、檢察官は、事實及び法律の適用について意見を陳述しなければならぬ。こゝに言つておられます。これは當然の規定でありまして、こゝで事實すなわち犯罪の構成がどうかといふこと、その行爲が該當すべき法律が何か、刑の量がどれほど見るべきものであるか、つまり求刑であるかと存じます。この刑の量、求刑がどういふ標準によつてなされるのか、その標準を示す規定がございせんが、もしありましたらばお聴かせ願ひたい。またこれは檢察官の個々の考えによるものであるか、そうでなく二百四十八條がこれの原則になるのか、その点をお伺いしたい。

○木内政府委員 求刑の標準を特に規定した規定はございません。しかしながら大體御説の通り、二百四十八條の不起訴の場合の規定の趣旨を綜合いたしまして、その犯罪事實について求刑の標準をきめて求刑する、こゝに考へておるわけでありまして。

○石川委員 そこで進んでまいりますと、檢察官が求刑なさる場合には、二百四十八條によつて性格、年齢及び境遇、犯罪の輕重及び情狀、犯罪後の情況、こゝにいうような被告の利益の点はもとより考へなければならぬのであります。そこでこれらの事實を調査しなければ、求刑の量が公平であるかどうかはわからなくなるのであります。そこでこれらの事實は二百九十六條に「証拠調のほかに、檢察官は、証拠により証明すべき事實を明らかにしなければならぬ」と言つておるのでありますから、二百四十八條に掲げてあるところの事柄、事實は、やはり求刑する以上証明すべき一つの事實となつて現れてくるのではないかと存じますが、いかがでしよう。なお續きますが、そのことが先ほども石井委員から問題になりましたように、檢察官の職責は公益の代表者といふ檢察廳法第四條に書いてあるところの職責からも當然かと存じます。

○木内政府委員 この案におきましては公判の手続は當事者訴訟主義的色彩が現行法よりも非常に濃くなつております。しかしながら檢察官はるる申し上げておる通りに、純然たる攻撃者一方に徹するといふところまではいつておりません。なお公益の代表者といふ面もつておる次第であります。それがどの程度まで調和されておるかとお

しますと、やはり檢察官側としては一應公訴事實を立証し、しかもその立証する際には、もとより被告人側の一部の有利な証拠をも考へつつなお公訴事實が發生するといふ事實を立証するわけでありまして、それに対して被告人側は、公訴事實を消極ならしむるような点を立証していく、あるいは檢察官側の立証と争つてその証明力を弱めていく、そういうことになるわけでありまして。裁判所はその結果、なおこの点を調べてみなければ有罪であると断定できないといふような場合には、職權で補充的に取調をする。そういうふうな考え方がなつております。従ひまして檢察官が公益の代表者として被告人のためをはかるといふ程度は、起訴、不起訴を決定する等の場合におきまして、被告人側の不利な情報のみならず、有利な情報も斟酌して起訴、不起訴を決定する。また刑の量定をする場合においても、一應被告人側の立場も考へて求刑をする。しかしながら何もかも全部被告人側の有利な点を積極的に全部拾ひ上げる、そこに主力を注ぐといふ、そういう意味では二つの公判におきましては、檢察官は行動いたすこととはこの訴訟法は予定したておりません。それはむしろ弁護人側の任務になる、そういう考え方に従つておる次第であります。

○石川委員 さらにお聴きたいのであります。二百九十六條の「証拠により証明すべき事實」この事實はもとより犯罪事實がその主たる対象であることは申すまでもありません。しかし刑の量定になつたときに公然たる事實、たとへば二百四十八條に書いておるようなことも、刑の量を定めるにつ

いて事実として檢察官が証明してくれるかどうかというのであります。

○野矢政府委員 この三百十七條の「事實の認定は、証拠による。」この文字は現行刑事訴訟法と同じ文字を使つておるわけであります。現行法のもとにおきましても、この点につきましては解説論が若干わかれておる次第であります。現行刑事訴訟法の立案に関係されました林博士、あるいは學者としては宮本博士などは、大体これは犯罪事實のほかにたゞいまだ御指摘の刑の量定に関する事實も含む、というように解釈になつておるようであります。ところがその後小野先生などが、判決の書き方のところと関連いたしまして、罪となるべき事實のみが嚴格な証拠を必要とする、その他の刑の量定に関する事實は、もちろん何らかの資料に基くことは当然であるが、必ずしもここに言う嚴格な意味の証拠ということには必要ないという説も出ておるようであります。ところで、この案ではどちらの考え方に従うかと申しますと、本案が當事者主義なる点、それから刑の量定という点も非常に重大であるという点、しかも日本の刑法が刑の量定の裁量の範圍が非常に廣いという点などを考慮いたしますと、やはり林博士、宮本博士などの言うように、事實の認定は証拠による、ということは、犯罪事實のみならず、刑の量定に関する事實もこれにはいらず、ものである、そういう趣旨に解した方が妥當であり、また考え方としてもこの案におきましてはそつちの方になつてくるものと考え次第であります。

○石川委員：そこでひとつお聞きしなければならぬのは、証拠により証明す

第四十号 昭和二十三年六月二十四日

べき事実を檢察官は証拠調べの初めにまず明らかにしなければならぬといふのですが、これは檢察官がそのときまでに蒐集しました一切をこのときに出させてしまふという御趣旨ででき上つておるのであります。それとも、いつでも檢察官が公判が続いておる限り任意のときに出させる、こういう意味であります。か。おそろく二百九十六條の御趣旨は、從來捜査によつて得た一切の証拠をまずもつて現出しなければならぬ。いわゆる原告官たる檢察官の証拠は全部ここで出すべきものであらうと考えますが、どうでしょうか。もう少し補足して申し上げますが、今申し上げましたことは、あとで証拠方法の証明力についての争ひは別である。証明力の争ひは、原告官の檢察官が出してまいりました証拠について、また被告側ではそれに証明力を争う、それに対して原告官がまた争う、そして争うことは別であります。ここに犯罪事実について必要な自己の証明しなければならぬと思ふ事実に對する一切の証拠をまずここで出させる。これが御趣旨でないかと思ひます。が、それをはつきりしておきたいと思ひます。

○野木政府委員　二百九十六條の趣旨は、この案の考え方におきましては、起訴狀は起訴狀だけで別にそれに捜査書類を添付しないで裁判所にいきますので、裁判所といたしましては、起訴狀だけではいきなり証拠調べにはいるということとはなか／＼むずかしいことが多いと想像されるわけであります。それで檢察側といたしましては、公訴事實について立証しなければなりません。そのためには各種の証拠方法を出

すわけですが、その証拠方法のうち、証人の取調は、この案におきましては、まず裁判官がその任にあつて、その基礎的のわくを裁判官が聴い

ておく、それから檢察官側なり弁護人側が尋問していくという建前にしてあります。關係上、檢察官は裁判官の証拠調べのできるように、まずこの二百九十六條の規定によりまして、証拠調べの初めにあたつて、裁判官は、これからどういふ証拠を出してどういふ点を立証しようとするのか、そういう点を

明らかにし、爾後の裁判所の証拠調べが適切に行われるようにするというのがこの規定の趣旨であります。従いまして檢察官は、自分が今まで調べたところの全部の聴取書とか何とかというようなものを、ここで全部示さなければならぬというところまで、この規定

は言つておる通りではございません。のみならず、檢察官の聴取書というやうなもの、もし弁護人側の方で異議があれば、これは証拠とすることができない次第でありまして、これを法廷に出すことができないわけであります。そういう意味におきまして、ここでは、檢察官が今まで調べ上げた聴取書等は全部さげ出すということとは考

えていない次第であります。

○石川榮員 二百九十六條の趣旨とす

るところは、檢察官は起訴狀によつて犯罪事實等を明らかにいたしましたて、それを証明するところの証拠は、証拠

調べの初めにおいて証誣方法はそのときまでに蒐集しましたものを全部ここに現わしておくという御趣旨であるかどうかを明らかにしておきたいのであります。

○本内政府委員 御質問の通りこの改

正案の立て方は、冒頭陳述において一
 応檢察官の手もとにあつて、法廷に掲
 出すべき証拠を一応そこに明らかにす
 るという建前をとつております。

○石川委員 四百八十二條でございますが、刑の執行を停止することができるといふことになつておりますが、停止せられましたものが、また取消されたいということがございましょうか。どこの條文によつてこれが取消されるのでありましようか。お伺いしたいと思ひます。

○野木政府委員 四百八十二條によりまして、執行を停止した場合におきましても、これは検察官の処分でございますが、初めから一定の期限をつけておくような場合にはもちろん、その期限が経過したときには停止の効力はなくなるわけでありますけれども、そう

いような場合でなくても、たとへばこの條文の「受胎後百五十日以上であるとき」などという場合には、すでに「分娩してしまつて、出産後六十日を経過してしまつた後などにおきましては、停止の原因はなくなるわけでありますから、格段の規定がなくとも檢察官は刑の執行停止の取消しを指揮することができ、そう解している大抵でこのことができる。」

○石川委員 四百八十條でございます。

が、懲役、禁錮、拘留の言渡しを受けました者が心身喪失の状態にあるときは、回復するまで執行を停止するとい

うことになっております。ところで、たいま問題になりました四百八十二條で野木さんが御設例になりました以外の例、刑の執行によつて著しく健康を害するとき、または生命を保つことのできないおそれがあるとき、五号の、

刑の執行によつて回復することのできない不利益を生ずるおそれがあるとき、こういう場合において執行停止の期間をつけないければならぬということ

でございます。執行停止の処分をなればそれでよろしいのでありますが、執行停止をやりましたあとに刑の執行をやるという場合には、どういふ手続になつてまいりますか、ここに明らかなつておられないかと思われますので、その点をお聴きしておきたいのであります。慣例がございますれば慣例でございます。

ろしい。

○野木政府委員 四百八十二條各号に掲げてあるような事項がなくなつてしまつたような場合になりましたならば、檢察官は改めて刑の執行を指摘する、そういうことによつて賄ひ得るものと考えます。

○石川委員　了承いたしました。

○井伊委員長　この際委員長から一点お伺いしておきたいと思ひます。第五十三條の訴訟記録のところで、**関覺手**教科料のところが正誤されまして、**訴訟記録**の保管ということも**手教科料**のこととも別に法律でこれを定めるというふうになつておるのでありますが、この注

律では、この訴訟記録の保管や手数料のことについてはどういふ構想をおも

○野木政府委員 実は確定訴訟記録を裁判所で保管すべきであるか、あるいは検察官に、一般記録を保管すべきかは、

に於けるないし檢察廳で停置すべきであるかにつきましては、いろいろ議論があり、まだ解決に至つていない次第でありまして、法務廳といたしましては、なお裁判所、檢察廳、法務廳よく懇談いたしまして、いさしよく話上

合つてみたい。そういう考えをもつておつた次第でありまして、きまりますならばその案を法律という形で國會に出しまして、なおどうしても話合いがつかなくつた場合におきまして、一応法律という形にして國會に出せば、國會の御批評によつてきまり得る、そういう考えのもとで、時間の關係上今度のこの案におきまして、いづれかにきめますことを出しますのはいろいろ錯雜もいたしますし、なお先ほど申し上げたようにいまいしう／＼話し合つてみたいという点もありますので、一応別に法律で定めるといふことになしておる次第であります。

○木内政府委員 野木政府委員のただいま申されたことについて、一言附加して申し上げたいと思ふのであります。この確定訴訟記録が裁判所側で保管すべきものか、従來のように檢察廳で保管するのが適當かといふことにつきては、いろいろの論議が現在もあるものであります。そこで裁判所側の意向といつたしまして、もちろん中にはこれは檢察廳に保管するのが相當だといふ意見をもつておられる人もあるものであります。また他方、これは裁判所が裁判をした訴訟記録であるからその裁判所に保管しておくのが本筋である。こういう主張があるのであります。檢察廳側といつたしましては、なるほど記録は裁判所が作成したものであるけれども、その後裁判の執行は檢察官がこれを指揮しなければならぬ。それからまた恩赦法によつて恩赦の手続を檢察廳において責任をもつていたさなければならぬ。そのためには判決原本及び訴訟記録が必要である。ただ自分のところで裁判をしたのだから

自分のところのものだといふ考え方は、私ももちよつと納得いき兼ねるものであります。もつと大所高所から見たならば、訴訟法上の判決が確定したという後、執行という問題の責任がある。なお恩赦の問題がある。さうな点から見ましても確定記録は檢察廳に置かねばならぬ。裁判所の一部のおつしやることには、そのときには貸してやる、こつしやる。それもこれもつともであります。私どもの方も裁判所の必要な場合はいつでもお貸しする。大体において確定記録は裁判所では自分のところで保存されるだけで、われ／＼はその記録に基いていろいろ法律の命ずるところの手続をいたさなければならぬわけでありまして、だからこれは理論上また實際上、檢察廳が保管すべきものだといふ意見でおるのでございまして、さうしてなるべくこの問題を改正案を提出する前に解決いたしたいと思ひましたのでありますけれども、解決いたさないものでありますので、かような一時規定を散けたような次第でございまして。

○井伊委員 長 訴訟記録の手数料のことについてはどういふ構想をもつておられるか。

○野木政府委員 この点につきましては、全然費用なしで閲覧を許すといふことは、整理等の關係につきましても非常に困る点があるので、やはり整理のため若干の手数料をきめた方がよいではないか、さういふ考えでございまして、もちろんこの手数料は閲覧を禁止する、狭めるという意味の制限的な手数料を考へておる次第ではございません。

○井伊委員 長 これにて散會いたします。

午後五時一分散會

〔參照〕
裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
に関する報告書

一、議案の要旨
最近社會不安に由來する凶悪犯や經濟事犯が激増し、これがため地方裁判所や家事審判所の事務は繁忙を極め、司法研修所の機構も拡充された。これらの必要に應じ、最小限度に裁判所職員の増加を図る必要がある。これがこの法律案提出の理由であつて、その内容は、判事補、司法研修所一級教員、二級裁判所事務官、三級裁判所事務官の定員増加である。

二、議案の修正議決理由
この法律案は、定員増加の法案であり、概ね妥當と認められる。但し、原案中に檢察審査會事務官の増員を含んでゐるのは、現在のところ檢察審査會法案の成立見込がつかないもので、その定員を削除する必要がある。よつて本委員會は、原案中より檢察審査會事務官の定員六百名を削除し、その残余をもつてこの法案の定員数とすべきものとして別紙のごとく本法律案は修正議決した次第である。

昭和二十三年六月二十四日
司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長 松岡 詔吉殿
裁判所職員定員に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

裁判所職員定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一條 判事補の部中「〇專任三百五十

二人」を「〇專任三百七十一人に改める。

第二條 中「專任一人 一級」を「專任

十三人 一級」に改め、「專任五人 二

級」を削る。

第三條 第二項中「十人」を「二十人」に改める。

「專任四人 一級」
「專任二百五十九人 二級」
「專任三千五十七人 三級」

「專任五人 一級」
「專任六百九十七人 二級」
「專任四千七十一人 三級」

第四條 中
「專任三百二十一

人 一級」
「專任三千六百九十五人 二級」
「專任三千九百三十六人 三級」

第五條 中
「專任二人 二級」
「專任十一人 三級」

「專任四人 二級」
「專任二十五人 三級」

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

（小字及び——は修正）

昭和二十三年十月十八日印刷

昭和二十三年十月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局